

東京都
水素を活用したスマートエネルギーエリア
形成推進事業(家庭部門)

助成金申請の手引き

(令和5年 8 月)

Ver7.00

(お問合せ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

電話:03-5990-5086 (スマートエネルギー助成金担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00

ホームページ https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

目次

助成金を申請される皆様へ.....	1
《申請手続の流れ》.....	2
○ 本手引きにおける参照ページ一覧.....	4
1. 1 事業概要.....	5
1. 2 助成対象者.....	6
1. 3 助成対象機器.....	7
1. 4 助成対象経費.....	7
1. 5 助成金の交付額.....	9
1. 6 助成金交付の条件.....	9
1. 7 助成金交付に係る一般申請.....	11
1. 8 助成金の交付に係る事前申請.....	21
1. 9 住宅供給事業者による交付申請の特例.....	24
1. 10 手続代行者.....	28
2. 1 交付決定及び交付額確定、助成金の支払.....	28
2. 2 管理、譲渡等の報告等.....	28
2. 3 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等.....	29
2. 4 処分の制限.....	29
2. 5 交付決定の取消し.....	30
2. 6 助成金の返還.....	30
2. 7 違約加算金及び延滞金.....	30
2. 8 他の助成金等の一時停止等.....	31
2. 9 個人情報の取り扱い.....	31
2. 10 電子申請について.....	31
3. 1 申請様式の記載例・添付書類.....	32
4. 1 申請書類を作成いただく前に.....	43
5. 1 申請書の送付先.....	50
（参考）関連ホームページのご案内.....	51

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としまして、不正受給などの助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処いたします。

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

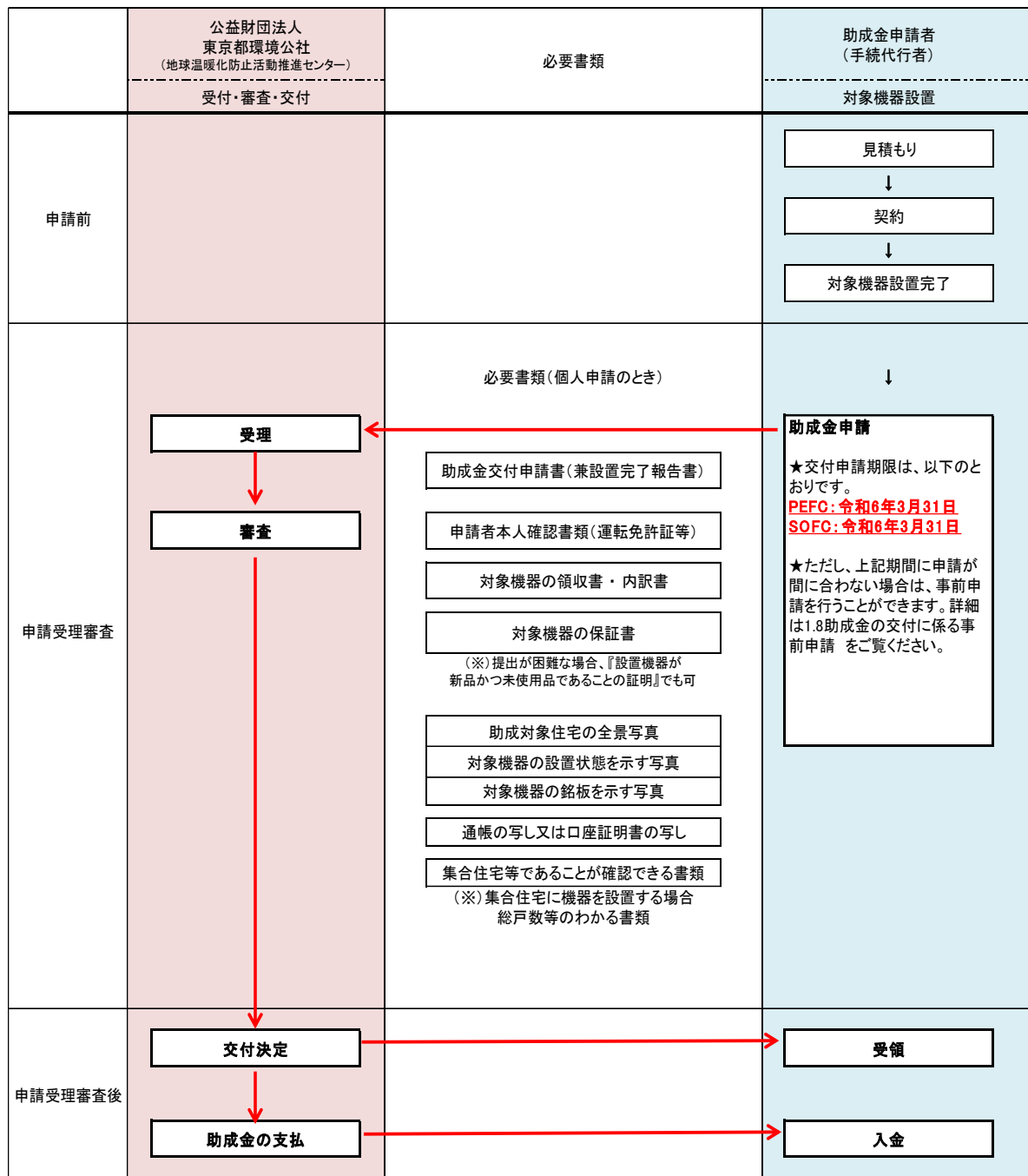
≪申請手続の流れ≫

個人又は法人で申請される方は、
本ページ及び申請書類・必要添付書類リストをご確認ください。

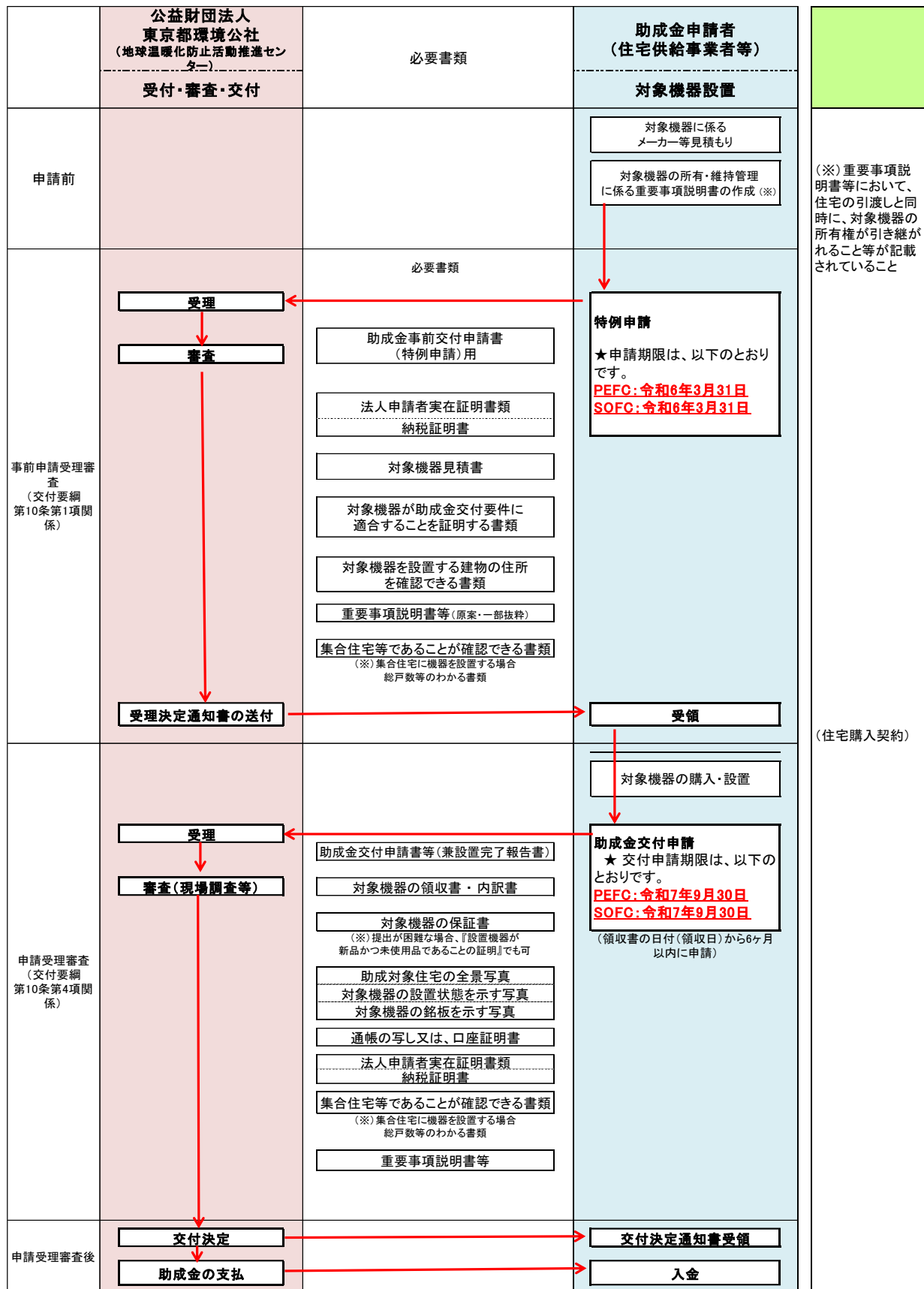
■申請手続の流れ

※交付要綱第10条住宅供給事業者による特例申請の手続きの流れについては次ページ

【助成金交付要綱第8条関係】（個人・法人による**設置後**の申請）



【助成金交付要綱第10条関係】（住宅供給事業者による特例交付申請）



○ 本手引きにおける参照ページ一覧

本助成金は、家庭用燃料電池(エネファーム)を設置する個人や法人等に対して、その経費の一部を助成するものです。

助成対象者は、本手引きに記載する助成要件等を十分ご理解いただいた上で、以下の申請区分により、助成金の申請を行っていただくようお願いいたします。

◆ 助成対象者	… 6 ページ
◆ 助成対象機器	… 7 ページ
◆ 助成金の交付額	… 9 ページ
◆ 助成金交付の条件	… 9 ページ
◆ 申請金の交付申請書類	… 11 ページ
◆ 申請受付期間	… 12 ページ
◆ 申請書類リスト兼チェックリスト	… 13～20 ページ
◆ 申請書の送付先	… 50 ページ

◆ 下記①～④の各申請区分において、機器設置後に、助成金の申請を行うことができます。

① 個人の方が対象機器を購入して、申請される場合

(個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 13、14 ページ
- ✓ 申請様式の記載例・添付書類(個人申請の場合)…本手引き 32～42 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

② 個人の方がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 15、16 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

③ 法人が対象機器を購入して、申請される場合

(法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 17、18 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

④ 法人がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 19、20 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

◆ 以下の場合においては、機器の設置前に、助成金の事前の申請を行っていただくことを条件に、機器の設置後に交付申請を行うことができます。

・ 事前申請

⇒ 公社が一般申請の期日までに一般申請をすることが困難と認めた場合、機器等設置前の事前申請を認めます。

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 23 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

・ 特例申請

⇒ 新築分譲住宅に、住宅供給事業者が機器の設置を予定する場合機器の設置後に、当該機器の所有権が住宅購入者等に移転されることを条件に、住宅供給事業者に対して助成金を交付します。

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 26 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)…本手引き 43 ページ～

◆ 各申請区分(設置前含む)において、電子での申請を行うことができます。

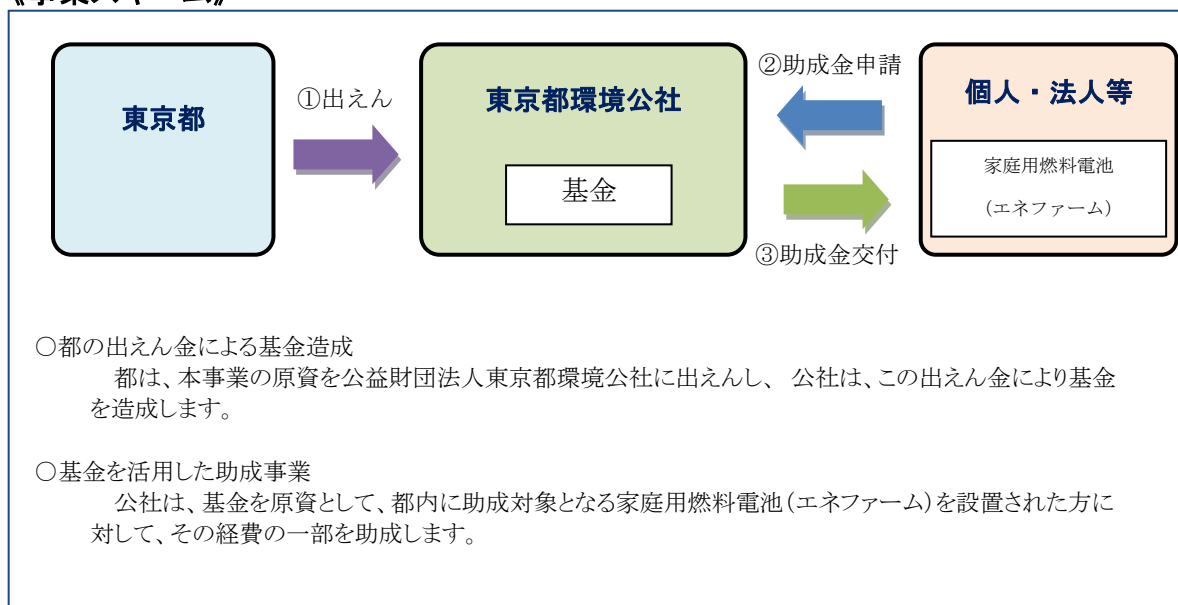
1.1 事業概要

《水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)について》

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)(以下「本事業」という。)とは、家庭用燃料電池(エネファーム)を都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を目的とするものです。

この事業の実施については、「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続を行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者（助成金交付要綱第3条参照）

公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器（以下「対象機器」という。）を所有し都内の住宅に設置する個人又は法人、所有する対象機器を他の者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人、その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人並びに住宅供給事業者が、本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）になります。

なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 助成対象者は、個人、法人を問いません。個人が申請する場合、リース事業者等が個人と共同で申請する場合、法人が申請する場合、リース事業者等が法人と共同で申請をする場合の、合計4パターンの助成金交付申請様式（助成金交付要綱：第1号様式～第4号様式）を定めています。助成対象者に対応する様式を使用し、交付申請を行ってください。（交付要綱第8条関係）
- * 上記交付申請は、電子でも申請を行うことができます。
- * 都内にお住まいでない方であっても、都内に対象機器を設置した場合は、申請可能です。
- * 本事業による助成金の申請は、原則、対象機器の設置後に行っていただきます。助成対象者が当該機器を購入したことを証する書類（以下、「領収書等」という。）を提出できる場合に、申請を行うことが出来ます。

PEFC：領収書の日付が令和2年4月1日から令和7年9月30日

ただし、令和6年3月31日までに申請が出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要となります。

SOFC：領収書の日付が令和2年4月1日から令和7年9月30日

ただし、令和6年3月31日までに申請が出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要となります。

- * 対象機器から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている個人又は法人（住宅供給事業者を除く。）となります。
- * 対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅（以下「助成対象住宅」という。）の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * リース等により対象機器を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者（住宅購入者）や管理組合等に対して、対象機器の所有権が引き継がれることを証する書類（重要事項説明書等）が提出できる場合、住宅供給事業者による、対象機器設置前の特例申請が可能です。助成対象者は、第9号様式の助成金事前交付申請書（特例申請用）を使用してください。（交付要綱第10条関係） また、公社が特例申請の受理決定通知書を交付した案件について、対象機器の設置後に、助成金の交付申請を行うことができます。（交付要綱第10条関係）
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であることとします。（交付要綱第3条関係）

1.3 助成対象機器（助成金交付要綱第4、5条参照）

助成対象となる機器（以下、「対象機器」という。）は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては、「1.6 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。）

家庭用燃料電池（エネファーム）

ア 家庭用燃料電池（エネファーム）は、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）により登録されているものであって停電時発電継続機能（※）を有するものであること。

（※）当該機能が外付け型の場合も助成対象となります。

・FCA ホームページ <http://www.fca-enefarm.org>

イ 対象機器を購入した際の領収書に記載された日付（領収日）が、以下のものであること。

PEFC：領収書の日付が令和2年4月1日から令和7年9月30日

ただし、令和6年3月31日までに申請が出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要となります。

SOFC：領収書の日付が令和2年4月1日から令和7年9月30日

ただし、令和6年3月31日までに申請が出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要となります。

ウ 都内に新規に設置されたものであること。

エ 未使用品であること。

オ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分（当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。）で使用されていること。

＊ 法人が所有、管理する住宅（賃貸住宅、社宅等）の住居の用に供する部分に対象機器から供給される電力を使用する場合も対象となります。

＊ 対象機器を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

＊ 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。

＊ 対象機器を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書に記載されている＜同意事項＞を必ず確認してください。）

1.4 助成対象経費（助成金交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

家庭用燃料電池（エネファーム）

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（注1）

(注 1) 家庭用燃料電池(エネファーム)の助成対象経費

費目	助成対象設備	助成対象経費
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体(燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、同梱品の電流センサー(CTセンサー)、燃料電池運転操作等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体(貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップ給湯器、貯湯ユニット制御装置等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップ給湯器、台所リモコン、風呂リモコン、発電リモコン(既設給湯器を利用する場合)、配管カバー、据置台の購入及び製造事業者もしくは機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用

※設置に要する以下の工事費は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

(助成対象外の経費)

工事費	配線・配線器具の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線(CT線)、同梱品以外の電流センサー(CTセンサー)、リモコン配線、発電電力供給電線、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器電源用屋外コンセント、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器電源線、ユニット間通信線、貯湯槽分離型バックアップ給湯器通信線、アース線及び前記電気設備の設置に係る付属部材、電気支持部材及び前記設置等に係る人件費
	配管・配管器具の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管用継ぎ手、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器接続配管固定用部材、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器の排水配管(オーバーフロー配管及びドレン配管)及び配管設備の設置に係る付属部材、配管支持部材及び前記設置等に係る人件費
	上記工事に付随するその他工事	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップ給湯器の基礎(プレキャスト基礎、現場打設又はゲタ基礎、木の根を抜く・凹凸を整地する・塀を広げる等の工事費も含む)及びアンカーボルト、機器の搬入据付(重機及び重量とび等による特殊搬入費用を含む)、搬入経路確保に要する費用、設置に必要な支持部材、配管カバー、据置台、リモコン及び特殊排気カバーの取付費用、寒冷地及び塩害対策に係る費用、設置工事会社が行う試運転、系統連系協議書類作成及び立会い費用、前記設置等に係る人件費及び諸経費(直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、間接経費等)

* 家庭用燃料電池(エネファーム)設置工事に直接関係しない経費として、助成対象外となる経費の例

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| × 既設給湯器、エアコン室外機等の撤去費用 | × 衛生器具設備工事 |
| × 暖房配線・配管工事 | × 追い焚き配管工事 |
| × 給水・給湯配管工事 | × ガス配管工事 |
| × バルク供給システム設備工事 | × 助成対象機器の輸送・運搬費 |
| × 家のしゅん工検査立会い費 | × 本助成金の申請手続に係る経費 |
| × 助成対象機器のメンテナンス経費 | × 自立専用コンセントに係る施工費 |

1.5 助成金の交付額（助成金交付要綱第7条参照）

本助成金の交付額は、次に定める金額とします。

家庭用燃料電池（エネファーム）

助成対象経費の5分の1の額（千円未満切り捨て）とします。

ただし、1台あたりの交付額の上限額は、助成対象機器の種類に応じ、次のとおりとします。

ア PEFC

戸建住宅に設置する場合は70,000円。集合住宅に設置する場合は120,000円とします。

イ SOFC（発電出力が700Wのもの）

戸建住宅に設置する場合は100,000円。集合住宅に設置する場合は150,000円とします。

ウ SOFC（発電出力が400Wのもの）

戸建住宅に設置する場合は70,000円。集合住宅に設置する場合は120,000円とします。

※交付額については助成対象機器の市場価格等に応じ、年度ごとに見直します。

1.6 助成金交付の条件（助成金交付要綱第14条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。

（1）エネルギー使用状況等の報告

申請者は、助成対象住宅における当該機器設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、公社が報告を求めた場合は、これに応じることとします。

- * 対象機器設置後、概ね2年間経過した後に、公社より、『対象機器利用に関するアンケート』（仮称）を送付する場合があります。アンケート等の様式に沿って、電気使用量等の報告を行っていただくようお願いします。
- * 上記アンケートについて、申請者と対象機器を使用する者が異なる場合は、助成金交付申請書に記載された、対象機器使用者を代表する方に対して送付します。

（2）普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が50%を超える法人については、公社が求めたときには、設置した機器を活用し、都民等に対して、本事業に関する普及啓発を実施の上、報告することとします。

（例）* 当該機器の見学会の開催（オンライン見学会も可とする。）

* 自ら管理するホームページにおける、当該機器の概要、設置の意義等についての公表

* 自ら管理するソーシャルメディアにおける、当該機器の概要、設置の意義等についての投稿

（3）現地調査への協力

公社は、対象機器の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書に記載されている＜同意事項＞を必ずご確認ください。）

(4) 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとしてします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

(5) 助成対象住宅の所有者の承諾

助成申請者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。(ただし、住宅供給事業者が助成金交付要綱第 10 条に基づき申請する場合は除きます。)

(6) 安全性等の確認

助成対象機器について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成申請者に対して、公社が求めた場合には、対象機器の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

(7) 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、『運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック（燃料電池実用化推進協議会）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守していただきます。

1.7 助成金交付に係る一般申請 (助成金交付要綱第8条参照)

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成申請者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成申請者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を公社に提出するか、または、電子申請を使用してください。

助成申請者又は助成申請者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart#yousiki_download

電子申請については、以下のホームページに申請フォームが掲載されています。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart

* 公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成申請者及び手続代行者等の方々には、申請に当たっての＜同意事項＞に承諾していただく必要があります(申請書において、助成申請者、手続代行者の自筆による署名が必要。)。この＜同意事項＞への承諾は、助成申請者及び手続代行者等の方々に、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器を適切に管理すること等について誓約していただくことを目的としています。

第一欄 申請者＝対象機器の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付申請書 (兼設置完了報告書)(個人用)【第1号様式】 2 本手引き 13、14 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付申請書 (兼設置完了報告書)(個人(共同申請)用)【第2号様式】 2 本手引き 15、16 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付申請書 (兼設置完了報告書)(法人用)【第3号様式】 2 本手引き 17、18 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付申請書 (兼設置完了報告書)(法人(共同申請)用)【第4号様式】 2 本手引き 19、20 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 43 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 申請受付期間

本助成金の交付申請は、次のいずれかの早い日までに申請してください。

一般申請

・PEFC: 令和 6 年 3 月 31 日 (郵送: 当日消印有効、電子申請: 当日 23:59 まで)

・SOFC: 令和 6 年 3 月 31 日 (郵送: 当日消印有効、電子申請: 当日 23:59 まで)

・助成対象機器に係る領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内(領収書が複数ある場合は最も遅い日付から6ヵ月以内)(郵送: 当日消印有効、電子申請: 当日 23:59 まで)

※事前申請又は特例申請の手続を、PEFC: 令和 6 年 3 月 31 日、SOFC: 令和 6 年 3 月 31 日までにを行い、受理された場合に限り、上記期限以降の交付申請することを認めます。(詳細は 21 ページから 27 ページをご確認ください。)

- * 交付申請手続については、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- * 天変地異等助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合又は機器の価格や普及状況に鑑みて申請期間の見直しを行う場合があります。
- * 上記期間に申請書を先着順に受理したものについて、審査の対象とします。
- * 受理した申請による交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(予算超過日)をもって、申請の受理を停止します。
予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

申請書類リスト兼チェックリスト

(a)個人である所有者の方(申請書記載例は 32 ページ以降参照、書類作成上の留意事項は 43 ページ以降参照。)

【個人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)」	・個人が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に申請者の署名(自署)が必要 ・手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)も必要		☐	・集合住宅等で、複数戸に 対象機器を設置する場合、各戸ごとに申請
2	申請者(個人)本人確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証(運転経歴証明書) ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨マイナンバー個人番号カード ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは、黒塗り)		☐	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が以下の通りであること PEFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日 SOFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日(※1) ・写しであること(白黒コピー可) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番(品番) ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③～⑦の内容が確認できるものの写し		☐	(※1)ただし、以下の期 日までに申請出来ない 場合は事前申請又は特 例申請が必要 PEFC:令和6年3月31日 SOFC:令和6年3月31日 (※2)領収書に収入印 紙がなく、且つ、クレジ ット支払いである事が明 確でない場合は、併せて クレジットの契約書等の 写しが必要 また、債務が完了され るまで当該機器の所有 権がクレジット会社に 留保される契約の場 合、当該記載のある クレジット契約書等の 写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		☐	・保証書の提出が困難な 場合は「助成対象機器が 新品かつ未使用品である ことの証明」を提出する こと (証明は機器の販売元 等が公社理事長宛に作 成したもの)

必要書類		チェック 欄	備考
提出書類名称	確認事項		
5	対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	☐	
6	対象機器の設置状態を示す写真 (カラー)	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの (複数枚可)
7	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	☐	【集合住宅として申請を行う場合】
9	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること
10	その他公社が審査に必要と認める書類	☐	

申請書類リスト兼チェックリスト

(b)個人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は 43 ページ以降参照。）

【個人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	チェック欄	備考
1	第2号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人(共同申請)用)」	・個人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 ・申請書3枚目の同意事項に使用者の署名(自署)が必要 ・助成申請者となる所有権者の担当者の署名(自署)も必要	☐	・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、各戸ごとに申請
2	使用者(個人)本人確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証(運転経歴証明書) ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨マイナンバー個人番号カード ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは、黒塗り)	☐	
3	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	・領収書の日付が以下の通りであること PEFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日 SOFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日(※1) ・写しであること(白黒コピー可) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番(品番) ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③～⑦の内容が確認できるものの写し	☐	(※1)ただし、以下の期日までに申請出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要 PEFC:令和6年3月31日 SOFC:令和6年3月31日 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要 また、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)

必要書類		チェック 欄	備考
提出書類名称	確認事項		
5	対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真 (カラー)	☐	
6	対象機器の設置状態を示す写真 (カラー)	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの (複数枚可)
7	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	☐	【集合住宅として申請を行う場合】
9	機器のリース契約証明書(写し)	☐	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器の法定耐用年数以上であること
10	機器所有権者(リース事業者等)実在証明書類	☐	
11	機器所有権者(リース事業者等)納税証明書	☐	直近1期分を提出すること
12	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること
13	その他公社が審査に必要と認める書類	☐	

申請書類リスト兼チェックリスト

(c)法人である所有者（書類作成上の留意事項は 43 ページ以降参照。）

【法人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第3号様式 「助成金交付申請書(兼設置 完了報告書)(法人用)」	・法人が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に申請法人代表者の署名(自署)が必要 ・手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)も必要	☐	・集合住宅等で、複数戸 に対象機器を設置する 場合、各戸ごとに申請
2	申請者(法人)実在証明書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人の印鑑証明書 ・6カ月以内(公社受付日より起算して)のもの	☐	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が以下の通りであること PEFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日 - SOFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日(※1) ・写しであること(白黒コピー可) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番(品番) ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③～⑦の内容が確認できるものの写し	☐	(※1)ただし、以下の期 日までに申請出来ない 場合は事前申請又は特 例申請が必要 PEFC:令和6年3月31日 SOFC:令和6年3月31日 (※2)領収書に収入印 紙がなく、且つ、クレジ ット支払いである事が明確 でない場合は、併せてクレ ジットの契約書等の写 しが必要 また、債務が完了される まで当該機器の所有権 がクレジット会社に留保さ れる契約の場合、当該記 載のあるクレジット契約書 等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な 場合は「助成対象機器が 新品かつ未使用品である ことの証明」を提出するこ と (証明は機器の販売元 等が公社理事長宛に作 成したもの)
5	対象機器を設置する建物及 び対象機器から供給される 電力を使用する住宅の全景 写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写ってなくても可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	

必要書類			チェック 欄	備考
提出書類名称		確認事項		
6	対象機器の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した屋外の場合が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で助成対象機器の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの	☐	【集合住宅として申請を行う場合】
9	納税証明書	・法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	直近1期分を提出すること
10	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
11	重要事項説明書 (住宅購入者に提示した原本の写し)	・対象機器の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること ・対象機器の所有者において、交付要綱第14条、第18条及び第20条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること	☐	【特例申請を行い交付申請する場合】
12	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類リスト兼チェックリスト

(d)法人に貸与する貸与者(書類作成上の留意事項は本手引き 43 ページ以降参照。)

【法人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第4号様式 「助成金交付申請書(兼設置 完了報告書)(法人(共同申 請)用)」	- 法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 - 申請書3枚目の同意事項に使用者代表者の署名(自署)が必要 - 助成申請者となる所有権者の担当者の署名(自署)も必要	☐	・集合住宅等で、複数戸 に対象機器を設置する 場合、各戸ごとに申請
2	申請者(法人)実在証明書類	- 以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人の印鑑証明書 ・6カ月以内(公社受付日より起算して)のもの	☐	
3	設置機器の領収書(写し)・ 領収書の内訳	・領収書の日付が以下の通りであること PEFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日 - SOFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日(※1) ・写しであること(白黒コピー可) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番(品番) ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出し てください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③～⑦の内容が確認 できるものの写し	☐	(※1)ただし、以下の期 日までに申請出来ない 場合は事前申請又は特 例申請が必要 PEFC:令和6年3月31日 SOFC:令和6年3月31日 (※2)領収書に収入印 紙がなく、且つ、クレジット 支払いである事が明確 でない場合は、併せてク レジットの契約書等の写 しが必要 また、債務が完了される まで当該機器の所有権 がクレジット会社に留保さ れる契約の場合、当該記 載のあるクレジット契約書 等の写しが必要
4	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な 場合は「助成対象機器が 新品かつ未使用品である ことの証明」を提出するこ と (証明は機器の販売元 等が公社理事長宛に作 成したもの)
5	対象機器を設置する建物及 び対象機器から供給される 電力を使用する住宅の全景 写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて 可) ・対象機器が写っていない可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が 異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影 を依頼する可能性あり	☐	

必要書類			チェック 欄	備考
提出書類名称		確認事項		
6	対象機器の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で助成対象機器の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
7	対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること	☐	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	☐	【集合住宅として申請を行う場合】
9	納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	直近1期分を提出すること
10	機器のリース契約証明書(写し)		☐	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器の法定耐用年数以上であること
11	機器所有者(リース事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(第5号様式)に記載する「(2)助成金申請者に関する情報」と同じ内容であること	☐	
12	機器所有者(リース事業者等)納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	直近1期分を提出すること
13	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
14	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

1.8 助成金の交付に係る事前申請（助成金交付要綱第9条参照）

- (1) 助成対象者は、PEFC:令和6年3月31日、SOFC:令和6年3月31日までに一般申請を行うことが困難であるとして公社が認めた場合に限り、対象機器を設置する前であっても、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金事前申請書【第5号様式】、その他必要な添付書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができます。事前申請についても、電子申請を受付けます。

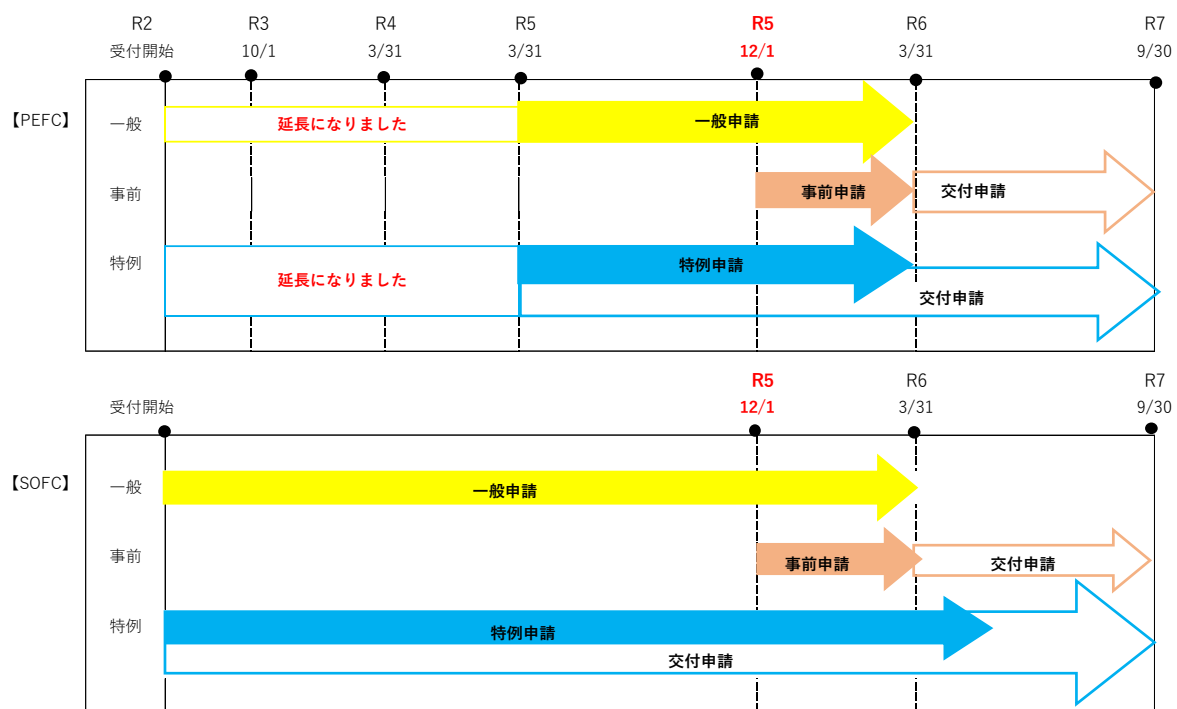
提出期間 PEFC:令和5年12月1日から令和6年3月31日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

SOFC:令和5年12月1日から令和6年3月31日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

- (2) 公社は、予算超過日以前に事前申請を受理した場合において、助成金事前申請受理決定書(第6号様式)により、当該申請をした者に対し、その旨を文書で通知します。
- (3) 前項による通知は、助成金交付に係る本申請の受理及び交付決定に関して、申請金額分の予算を確保するものとします。ただし、下記の事項を遵守してください。
- ・「助成金事前申請書」中の着工予定日及びしゅん工予定日は、対象機器を設置する新築住宅等の建設計画に基づく日付を記載すること。
 - ・公社が現地調査を行う場合は、特段の事情がない限り、調査に応じること。
- (4) ただし、(3)の取扱いは、合理的な理由がなく建設工事が遅れている場合、及び、交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合は、公社の判断により事前申請受理決定書を取り消す場合があります。
- (5) 助成金事前申請受理決定書を受理された方に限り、PEFC:令和7年9月30日まで、SOFC:令和7年9月30日までの期間についても助成金の交付申請が可能です。対象機器の設置後に、申請書(兼設置完了報告書)第1～4号様式を使用し、申請してください。なお、当該申請については、領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内に本申請の提出が必要となります。(詳細は、本手引き11ページから20ページをご確認ください。)

- ＊ 当該事前申請は、個人、法人問わず行うことが可能です。(ただし、住宅供給事業者は除きます。)
- ＊ 一般申請の期限までに申請書(兼設置完了報告書)及び必要書類の提出が出来ないと見込まれる場合には、必ず事前申請を行ってください。
- ＊ 第5号様式「助成金交付事前申請書」と併せて、「助成申請者本人確認書類」(助成申請者が法人の場合は、「法人申請者実在証明書類」「納税証明書」。)等を提出してください。
- ＊ (2)で申請した対象機器について新製品の販売等により異なる型式の機器を設置する場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、(2)による助成金事前申請総額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であること、対象機器の変更申請書が公社に到着する日付を基準とした助成率(上限額)を適用することが条件です。

■ 申請区分別スケジュール



申請書類リスト兼チェックリスト

(設置前の事前申請書類)

【事前申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第5号様式 「助成金事前交付申請書(事前申請(個人・法人)用)」	・対象機器を設置予定であるが、以下の期日までに一般申請することが困難であると公社が認める場合 PEFC:令和6年3月31日 SOFC:令和6年3月31日 ・助成対象機器を設置し、本助成金の交付申請を以下の期日までにを行う予定であること PEFC:令和7年9月30日 SOFC:令和7年9月30日	☐	【事前申請受付期間】 PEFC:令和5年12月1日から 令和6年3月31日 SOFC:令和5年12月1日から 令和6年3月31日
2	申請者(個人)本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証(運転経歴証明書) ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨マイナンバー個人番号カード ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること ※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要 ※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること(付箋等で隠すまたは、黒塗り)	☐	申請者が個人の場合のみ提出が必要
3	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(第5号様式)に記載する「(2)助成金申請者に関する情報」と同じ内容であること	☐	申請者が法人の場合のみ提出が必要
4	対象機器等所有者(リース事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(第5号様式)に記載する「(2)助成金申請者に関する情報」と同じ内容であること	☐	申請者がリース事業者等の場合のみ提出が必要
5	助成対象機器が一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器として登録されていることを証明する書類	製品カタログ等	☐	
6	対象機器等を設置する建物の住所が確認できる書類	建物の工事契約書、販売用チラシ、建築計画書の写しなどで設置場所の住所が確認ができるもの	☐	※本人確認書類に記載された住所と同一の場合は提出不要
7	集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数等の確認ができるもの	☐	【集合住宅として申請を行う場合】 ※「対象機器等を設置する建物の住所」の確認書類で確認できる場合、提出不要
8	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること ・写しであること(白黒コピー可) ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象機器の「型番」が正確に記載されていること ④対象機器の金額(機器費のみ。消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの	☐	
9	納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	直近1期分を提出すること 申請者が法人の場合のみ提出が必要
10	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

助成対象機器の設置後に行う交付申請の際に必要な書類については、本手引き 13 ページから 20 ページをご確認してください。

1.9 住宅供給事業者による交付申請の特例(助成金交付要綱第10条参照)

- (1) 本手引き 6 ページ「1.2 助成対象者」に関わらず、第三者に販売することを目的として分譲用又は賃貸用の集合住宅及び戸建住宅(以下、「新築分譲住宅等」という。)が、次に掲げる要件を全て満たすときは、当該新築分譲住宅等の建築を業として行うデベロッパー、ハウスメーカー、パワービルダー、工務店等の住宅供給事業者(以下、「住宅供給事業者」という。)が助成対象者となることが出来ます。

ア 第三者に販売することを目的に「新築分譲住宅等」を新築すること

イ 住宅供給事業者が対象機器を設置すること

ウ 住宅の住宅購入者への引き渡し後において、対象機器の所有権が引き継がれることを確認できる書類(重要事項説明書等)を提出すること

エ 新築分譲住宅等に設置する対象機器の領収書等を、PEFC:令和7年9月30日まで、SOFC:令和7年9月30日までの間に受領する予定であること。

- (2) (1)により助成対象者になろうとする住宅供給事業者は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金事前交付申請書(特例交付申請用)【第9号様式】、その他必要な添付書類を公社に提出するものとします。なお、特例交付申請についても、電子申請を受付けます。

提出期限 PEFC:令和6年3月31日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

SOFC:令和6年3月31日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

- (3) 公社は(2)による申請があった場合は、その内容を審査し、公社が定める助成要件に合致している事を確認した上で助成金事前申請受理決定書を作成し、助成申請住宅供給事業者に対してこれを通知します。

- (4) 前項による通知は、助成金交付に係る本申請の受理及び交付決定に関して、申請金額分の予算を確保するものとします。ただし、下記の事項を遵守してください。

・「助成金事前申請書(特例申請)」中の着工予定日及びしゅん工予定日は、対象機器を設置する新築住宅等の建設計画に基づく日付を記載すること。

・公社が現地調査を行う場合は、特段の事情がない限り、調査に応じること。

- (5) (4)の取扱いは、合理的な理由がなく建設工事が遅れている場合、及び、交付要綱に基づく公社の指示等に従わなかった場合は、公社の判断により事前申請受理決定書を取り消す場合があります。

- (6) (2)の申請を行った助成申請住宅供給事業者は、対象機器を設置し、領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内に、本手引き 11 ページ「1.7 助成金交付に係る一般申請」の交付申請書類及び必要な添付書類を公社に提出するものとします。

交付申請期限 PEFC:令和7年9月30日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

SOFC:令和7年9月30日(郵送:当日消印有効、電子申請:当日23:59まで)

- (7) 助成金の申請を行った住宅供給事業者が、対象機器の所有権を新築分譲住宅等の所有者等(以下、「譲受者」という。)に譲渡したときは、助成金交付要綱第14条、第18条及び第20条の規定中、「助成申請者」又は「被交付者」とあるのは、「譲受者」と読み替えて、各規定を適用するものとします。

(8) 助成申請住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の売買契約を行う際の重要事項説明書に、(7)の内容を記載しなければなりません。

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させてください。

家庭用燃料電池(エネファーム)(以下「助成対象機器」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)」の助成金を受けています。助成対象機器を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器の管理を行い、⑤～⑧、⑩に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という。)は、助成対象機器を設置する住宅における当該機器設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、都が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
- ② 公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ③ 集合住宅に助成対象機器を設置した場合(助成対象機器が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ④ 買主は、助成対象機器について、助成対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。家庭用燃料電池(エネファーム):6年。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主は、助成対象機器所有者氏名等変更届(第16号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑥ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付要綱」第20条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器所有者変更届(第18号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑦ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑧ 買主は、助成対象機器の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第19号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑨ 公社は、当該申請をした買主に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額を請求するものとする。
- ⑩ 買主は、算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- ⑪ 公社は、助成対象機器の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。

(9) 助成申請住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が助成金交付要綱第14条及び第18条から第28条までの義務の順守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

- ※ (2)で申請した対象機器について新製品の販売等により異なる型式の機器を設置する場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、(2)による助成金事前申請総額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であること、対象機器の変更申請書が公社に到着する日付を基準とした助成率(上限額)を適用することが条件です。
- ※ (6)における交付申請に当たり提出する領収書は、住宅施工業者等が発行するもので、住宅供給事業者(特例申請者)宛てのものを提出してください。(住宅を販売した際の領収書は提出不要です。)
- ※ 対象機器を設置後の交付申請については、複数回に分けて申請することは出来ません。特例申請された全ての対象機器に関する領収書等がそろった後にまとめて申請を行ってください。
- ※ 特例申請でリースをする場合、第9号様式には機器の所有者を記載し、交付申請時に第2号様式もしくは第4号様式を提出してください。

申請書類リスト兼チェックリスト

(住宅供給事業者による特例申請)

【特例申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	チェック 欄	備考
1	第9号様式 「助成金事前交付申請書」 (特例申請用)	- 第三者に販売することを目的として新築の集合住宅(分譲・賃貸)及び分譲建売戸建住宅を建築する住宅供給事業者が申請する場合の様式 - 助成対象機器を設置し、本助成金の交付申請を以下の期日までにを行う予定であること PEFC:令和7年9月30日 SOFC:令和7年9月30日	☐	集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、第9号様式の内訳の記載方法については個別にお問合せください。(代替え用の一括入力Excelシートが別途あり)
2	申請者(法人)実在証明書類	- 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(特例申請用)(第9号様式)に記載する「(1)助成金申請法人(住宅供給事業者)に関する情報」と同じ内容であること	☐	
3	助成対象機器が一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器として登録されていることを証明する書類	製品カタログ等	☐	
4	対象機器を設置する建物の住所が確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書の写しなどで設置場所の住所が確認ができるもの	☐	
5	集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数等の確認ができるもの	☐	【集合住宅として申請を行う場合】 ※「対象機器等を設置する建物の住所」の確認書類で確認できる場合、提出不要
6	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること ・写しであること(白黒コピー可) ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象機器の「型番」が正確に記載されていること ④対象機器の金額(機器費のみ。消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※燃料電池ユニット、貯湯ユニットの型番がわかるもの	☐	
7	重要事項説明書(案)	- 対象機器の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器の所有権を引き継ぐことが記載されること - 交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること - 対象機器の所有者において、交付要綱第14条、第18条及び第20条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考:「手続きの手引き」の25ページの記載例)	☐	- 特例申請時は案文を提出すること - ただし、第3号様式による(事後)申請の際には、住宅購入者に提示した原本の写しを提出する必要あり
8	納税証明書	- 法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	直近1期分を提出すること
9	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

※ 助成対象機器の設置後に行う交付申請の際に必要な書類については、本手引き 17～18 ページの申請書類リスト(法人申請用)を確認してください。

＜住宅供給事業者の特例申請に際しては、以下の「住宅供給事業者向け特例交付申請様式」を使用いただけます。＞

※ 記載例

■ 住宅供給事業者向け特例交付複数様式【集合住宅・戸建の集合群 申請書添付様式】

- ・集合住宅等の複数戸に対して対象機器を設置される方は、以下の様式を、申請書（第9号様式）の別紙として提出いただけます。
- ・型番、その他数値の入力は、半角/英数字としてください。

マンションの場合は「建物」の住所・名称・申請戸数、戸建の場合は「宅地開発計画」の住所・計画名称・申請戸数を記載してください。

購入年月日は予定日を記載。日付が不明な場合は、概ねの時期を記載ください。

集合住宅・宅地開発計画等の名称	新宿マンション	
対象機器を設置する集合住宅・戸建群の住所	新宿区西新宿〇-△-□	
申請戸数	50	戸
購入年月日	2021年3月下旬	
購入金額計	45,000,000	円
助成申請額計	6,000,000	円

No.	【設置場所】 ・集合住宅の場合：部屋番号 ・戸建群の場合：宅地番号など	家庭用燃料電池（エネファーム）情報					
		燃料電池ユニットの型番	貯湯ユニットの型番	種類 （PEFC/SOFC） ※プルダウンから選択できます	発電出力 （W） ※プルダウンから選択できます	購入金額	助成申請額
1	101号室	AB-1234	EF-5678	PEFC	700	900,000	120,000
2	102号室	AB-1234	EF-5678	PEFC	700	900,000	120,000
3	103号室	AB-1234	EF-5678	PEFC	700	900,000	120,000
4	104号室	AB-1234	EF-5678	PEFC	700	900,000	120,000
5	105号室	AB-1234	EF-5678	PEFC	700	900,000	120,000

マンションであれば居室ごと、戸建であれば建物ごとに、1行ずつ記載してください。

1.10 手続代行者（助成金交付要綱第 12 条参照）

助成申請者は、本手引き 11 ページ「1.7 助成金交付に係る一般申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行者、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行者を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施してください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が助成金実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行者の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成申請者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行者の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

2.1 交付決定及び交付額確定、助成金の支払（助成金交付要綱第 13～17 条参照）

公社は、本手引き 11 ページ「1.7 助成金交付に係る一般申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定し、助成金の額の確定を行います。

本助成金の額の確定後、助成申請者に対しその結果を通知するとともに、速やかに助成申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成申請者宛となります。助成対象機器の設置場所が助成申請者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 助成金額の確定を行うにあたっては、国及び区市町村が交付する補助金その他給付金の額を確認する場合があるため、各補助金その他給付金の審査状況が、本助成金額の確定時期に影響を及ぼす場合があります。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合等において、不交付の決定を行う場合があります。不交付とする場合についても、助成申請者に対しその結果を通知いたします。（助成金交付要綱第13条参照）
- * 助成申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して 7 日以内に、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第15条参照）一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.2 管理、譲渡等の報告等（助成金交付要綱第 18 条参照）

助成申請者及び助成金の交付を受けた助成申請者（以下「被交付者」という。）は、以下のとおり対象機器の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 被交付者は、対象機器について、対象機器の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、被交付者は、対象機器に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間に、申請者又は被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成申請者又は被交付者は、第16号様式の助成対象機器所有者氏名等変更届を公社に提出しなければなりません。
- (3) 法定耐用年数の期間に、助成対象機器の譲渡等(助成金交付要綱第18条第1項に規定する譲渡等を除く。)により当該対象機器の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成申請者又は被交付者及び当該変更後の所有者は、第17号様式の助成対象機器所有者変更届を公社に提出しなければなりません。この場合において、助成申請者又は被交付者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとします。

＊ 対象機器の法定耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 家庭用燃料電池(エネファーム)(6年)

＊ 助成申請者又は被交付者は、対象機器の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.3 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等 (助成金交付要綱第19条参照)

- (1) 被交付者が住宅供給事業者である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等(以下「助成新築分譲住宅等」という。)を販売し、助成対象機器の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者(以下「譲受者」という。)に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から30日以内に、第18号様式の助成対象機器所有者変更届を公社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の場合においては、被交付者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。当該移転後、交付要綱の各規定の「被交付者」は「譲受者」と読み替え、当該各規定を適用することとします。
- (3) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.4 処分の制限 (助成金交付要綱第20条参照)

被交付者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 被交付者は、公社の承認を受けずに、対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。

- (2) 被交付者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、第19号様式の取得財産等処分承認申請書を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- (4) 被交付者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- (5) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。

2.5 交付決定の取消し (助成金交付要綱第21条参照)

被交付者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに被交付者に通知するものとします。

- (1) 被交付者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 被交付者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は助成金交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- (3) 対象機器に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.6 助成金の返還 (助成金交付要綱第22条参照)

- (1) 被交付者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 被交付者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き9ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 被交付者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 被交付者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第21号様式)を提出しなければなりません。

2.7 違約加算金及び延滞金 (助成金交付要綱第23、24条参照)

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、被交付者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 被交付者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

- (3) 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 被交付者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.8 他の助成金等の一時停止等(助成金交付要綱第25条参照)

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.9 個人情報の取り扱い(助成金交付要綱第29条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成申請者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、自治体等が行う家庭用燃料電池(エネファーム)の設置に係る助成金その他の給付金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、自治体等から交付される助成金その他の給付金に係る情報を国、自治体等と協議の上、当該国、自治体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成申請者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

2.10 電子申請について(助成金交付要綱第30条参照)

本事業に係る手続については、電子申請で行うことができます。なお、電子申請に係る詳細(申請マニュアル等)については、公社ホームページをご確認ください。

公社ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart

3.1 申請様式の記載例・添付書類（個人申請の場合）

※法人申請等の様式で不明な点は、個別にお問い合わせください。

(1) 個人である所有者が申請される場合

記載例 【様式第1号】 交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)

(第1号様式)

(1/4)

個人申請者用

公益財団法人 東京都環境

記載例は、助成申請者が個人の場合を前提として、第1号様式を使用しています。
法人、リース事業者の場合は様式が異なりますので、11ページにてご確認ください。

記入日 2021 年 10 月 1 日

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門) 助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)交付要綱」に同意のうえ、要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

対象機器の所有者、所有する機器を貸与する者、その他マンション管理組合や住宅供給事業者が、助成申請者となることが出来ます。

(1) 助成申請者に関する情報

- (i) 申請者に関する情報を証明するため、運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類を提出いただきます。
このため、本欄記載事項と申請者本人確認書類の記載内容が一致していることを確認してください。
- (ii) 助成申請時の添付書類である対象機器に係る領収書の宛先(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記載されているものに限り、申請します。
- (iii) 助成金交付要綱第9条に規定する事前申請を行っており、公社から「助成金事前申請受理決定書」の送付を受けている場合は、当該通知書に記載されている受理番号を記載してください。

◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

(フリガナ) 申請者氏名	フリガナ トウキョウ ハナコ	電話番号(※)	03-1234-XXXX
	氏名 東京 花子	* 電子メールアドレス	〇〇〇〇@△△.co.jp
申請者住所	〒 163 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください)		
	東京 都 千代田 区市町村 千代田〇丁目〇番〇号 千代田マンション502号		

(※) 電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。 * マークが付いている項目の記入は任意です。

・申請者住所は都外でも可です。
・住居表示による住所を記載ください。

・上記申請者の方が、マンション管理組合に加入している場合は、管理組合名・管理組合住所を記入してください。

(フリガナ) 管理組合名	フリガナ	
管理組合住所		

マンション管理組合法人が未設立の場合に使用してください。
マンション管理組合法人による申請は第3号様式を使用してください。

助成金交付要綱第9条による事前申請が受理されている場合に記載が必要です。
※助成金交付要綱第10条による住宅供給事業者による事前申請(特例)が受理されている場合は第3号様式を使用してください。

・上記(iii)に該当する場合に記入してください。

「助成金事前申請受理決定書」の受理番号	
---------------------	--

(2) 対象機器設置場所に関する情報

- (i) 選択項目(□)については、交付申請時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れます。
- (ii) 賃貸住宅の各部屋に設置する場合は、各部屋ごとに作成願います。また、対象機器使用者代表氏名欄には、賃貸オーナー名を記載下さい。
- (iii) 対象機器使用者代表氏名欄には、賃貸オーナー名を記載下さい。
- (iv) 対象機器使用者代表氏名欄には、賃貸オーナー名を記載下さい。
- 当該申請書は、原則、以下の住所及び代表者宛に送付します。
- (1) 助成金交付申請書の提出後、助成金の交付条件を確認していただき、対象機器の使用者にアンケートへの回答に協力いただくよう働きかけを行ってください。

対象機器から供給される電力等を使用する住宅に関する情報を記載してください。

対象機器を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。	□ 助成申請者住所と同じ	☑ その他(下記に住所記載)
	〒 153 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください)		
対象機器使用者代表者氏名	東京 一郎		
電力を供給する住宅の種類	☑ 戸建住宅	□ 集合住宅(住戸専有部)	□ 集合住宅(住戸共用部)
上記住宅の既築・新築別(※)	☑ 既築	□ 新築(※)	しゅん工予定日(※)

設置する住宅の住居表示を記載してください。

対象機器を使用する建物全体の戸数を記載ください。
※集合住宅のみ

(※) 交付申請時、助成対象機器を設置する新築住宅等がしゅん工前である場合、しゅん工予定日を記載してください。

(3)対象機器・助成申請金額に関する情報

- (i) 対象機器について、複数台数の申請を行う場合は、1台ごとに記載してください。
- (ii) 対象機器費等が完済されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。
- (iii) 購入金額欄に記載する金額が、領収書等に記載された対象機器に係る機器費の金額と一致する必要があります。

対象機器名称(※1) (プルダウンから選択)		台数		発電出力 (プルダウンから選択)		購入金額(税抜) (機器費のみ)(※2)		助成申請金額(千円未満切捨) (※3)	
(1)	SOFC 戸建住宅	1	台	400	W	1,000,000	円	70,000	円
(2)			台		W		円		円
(3)			台		W		円		円
(4)			台		W		円		円

(※1) 助成上限額が機器の種類及び「戸建住宅」、「集合住宅」で異なるため、該当する方を選択してください。

(※2) 購入金額は、機器の金額(税抜)を記載してください。

(※3) 「購入金額」に対して規定の助成率を乗じた金額又は上限額のいずれか小さい金額を記載してください。

(4)手続き代行者に関する情報

- ・申請者以外が助成金申請に係る手続きを代行する場合は、以下の枠線内も記入してください。
その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

東京都外の会社でも構いません。
手続代行をする会社又は拠点の代表者を記入してください。

会社名	環境エネルギー販売株式会社			担当者電話番号	03-1234-XXXX
				* 電子メールアドレス	OOOO@△△.co.jp
会社又は拠点の代表者	役職名	東京東店店長	氏名	環境 太郎	
担当者部署名	販売課	部署名がない場合は、「なし」または「-」(ハイフン)としてください。		担当者名	環境 次郎
代行者住所	〒111-0000 東京 都道府県 中央 区市町村 ○○町○丁目○番○号				

* マークが付いている項目の記入は任意です。

(5) 助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1) 記載の助成申請者の氏名と同一にしてください。
- (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義を(1)の管理組合名と同一にしてください。
- (iii) 口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名	ゆうちょ									
支店名	〇ーハ									
金融機関コード	9	9	0	0	支店コード	0	1	8	預金種類 (該当項目に✓)	☒ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 トウキョウ ハナコ									
口座番号 (右詰)	0	0	0	1	2	3	4			

・口座名義はカタカナで記載してください。
・ゆうちょ銀行も本様式を使用できます。
銀行番号・店名コードの記載方法はインターネット等で確認ください。

(6) 他の助成金の申請状況

- (i) 選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) 複数台申請されている場合は、1台ごとの交付額がわかるように記載してください。

区市町村への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし	
区市町村名	〇〇区	
助成金交付額 (予定額)	50,000	円

国等への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし	
助成金交付額 (予定額)	50,000	円

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、本申

申請者・代行者ともに必ず、**自筆**による署名をお願いします。
署名を記名（印字）される場合は捺印（朱印）が必要です。

2021 年 10 月 1 日

助成金申請者 署名	氏名 東京 花子 ※申請者本人が必ず署名してください。	手続き代行者 署名	事業者名 (会社名) 環境エネルギー販売株式会社 担当者氏名 環境 次郎 ※代行事業者の担当者が必ず署名してください。
--------------	--	--------------	--

〈同意事項〉 ※必ずお読みください。

公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成金交付の承諾は、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置し

があります。この同意事項

1 申請者について(水素を活用したスマートエネルギー)
●申請者が、東京都及び公益財団法人東京都環境センターが、申請書及び添付書類には、いかなる理由があつても、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可

第21条第1項第1号)
出いただく助成金交付

●交付要綱第8条の規定に基づく助成金等の交付を受ける者(法人その他の団体)にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員等(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたつても該当しないことについて同意してください。

とする者(法人その他の

また、この同意に違反又は相違があり、同要綱第21条の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第22条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることに同意してください。

あわせて公社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意してください。

* この同意書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 対象機器を設置する住宅等の所有者の承諾について(交付要綱第3条第1項の三)

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請してください。

3 設置施工の安全性確保について(交付要綱第14条第1項第1号)

申請者は、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請してください。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

4 周辺環境への配慮に係る関係ガイドラインの遵守

助成対象機器の設置に当たっては「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック(燃料電池実用化推進協議会)」に準拠するとともに「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守していただきます。

5 助成対象の調査等(交付要綱第12条第3項、第14条第1項第二・三・四号)

申請者に対して、電話による問合せを行う場合、追加書類の提出を求める場合及び助成対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査の協力をお願いする場合があります。本事業の適正な実施を図るため、公社が特別に定める場合を除き、調査への協力が得られない場合、助成金の返還を求める場合があります。

6 申請の取消しについて(交付要綱第21条第1項)

申請者が、交付要綱第21条により規定された取消しの対象とされている行為を行った場合、公社は直ちに申請の取消しを行い、取消し後の申請を受理しない場合があります。

7 個人情報の保護(交付要綱第29条第1項から第3項まで)

公社は、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、提出された個人情報は、申請に係る審査業務に利用するほか、本事業の効果検証のための調査、公社が作成するパンフレット・事例集及び、都が行う調査業務に利用させていただくことがあり、都が行う調査業務については、都が指定する団体に提供を行う場合があります。なお、その他法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、申請者から提出された個人情報を第三者に提供することはありません。

8 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9 免責

本事業により設置された対象機器の不具合や故障について、公社はその責任の一切を負いません。

申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事故について、公社は一切の責任を負いません。

10 注意事項

●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。

●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。

●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○申請者本人確認書類 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書（兼設置完了報告書）の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つの写しをご提出ください。

- ①運転免許証（運転経歴証明書）
- ②健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
- ③住民基本台帳カード
- ④パスポート ※住所の記載がない場合は受付不可
- ⑤外国人登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳
- ⑨マイナンバー個人番号カード ※裏面は不要

※日本で発行されているもの

※有効期限内であること

※記載内容がはっきりと確認できるもの

※現住所・氏名の記載であること

※氏名と住所が記載されている面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要

※区市町村の合併等で住所変更が住んでいない場合は、併せて区市町村発行「住居番号通知書」（市区町村により名称、フォーマットが異なる）の提出してください。

※マイナンバー個人番号カードの裏面は不要

※健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること（付箋等で隠すまたは黒塗り）

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器 領収書(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 領収書 (写し) 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

● 当該機器の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。

※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など
対象機器の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き 44 ページ参照)

領 収 書

① OO △△ 様

No. _____

金額

② ¥ * , * * * , * * *

「機器費」(機器費一式でも可)と記載して下さい。

上記の金額正に領収いたしました。

③ 但し、燃料電池(エネファーム)下記の機器費一式 1,300,000円(税抜)を含む

④ 設置場所住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3

⑤ 〇〇メーカー製

⑥ 燃料電池ユニット AB-0123ABC-A ⑦ 製造番号〇〇〇年〇月-××××××

⑧ 貯湯ユニット NBC1234A ⑦ 製造番号〇〇〇年〇月-××××××

⑧



⑨ 領収日 〇 年 △ 月 □ 日

⑩ 〇×〇×株式会社

代表取締役 水素 太郎

⑪

発行印

セロハンテープで貼り付けて下さい。

以下の内容がはっきり確認できる**写し**をご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費(税抜)
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器型番(品番)
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者(販売事業者)名
- ⑪ 発行者(販売事業者)捺印

※ 但し書きに③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・ 販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 47 ページ参照)
- ・ 工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(⑧)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要です。

※ 電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器 保証書(写し)貼り付け台紙

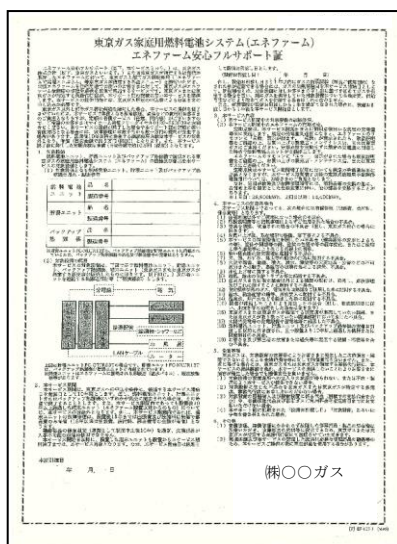
申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 保証書(写し) 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、写しを貼り付けてください。
- 対象機器メーカー名、対象機器型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
- 複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。

※使用者控え（お客様控え等）の写しであること



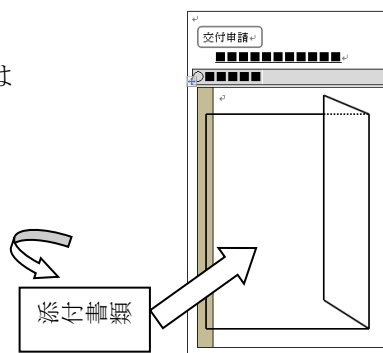
セロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。（本手引き 49 ページ参照）

【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして貼り付けてください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器を設置する建物及び対象機器から 供給される電力を使用する住宅の全景写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 設置写真貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器を設置する建物と、対象機器が供給する電力等を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

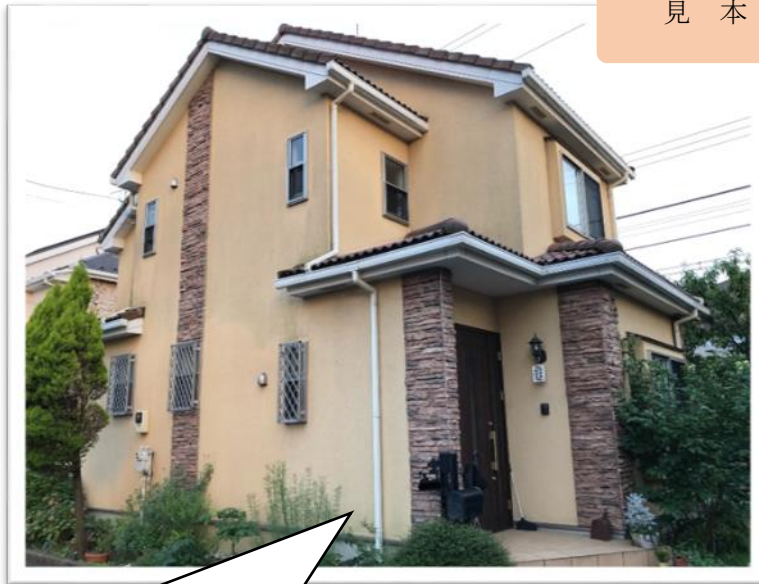
※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89mm）以上

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

見 本



玄関正面側から撮影したものとしてください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器の設置状態を示す写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 設置写真貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置完了後の写真を提出してください。
- 燃料電池ユニット、貯湯ユニットのすべてが写るよう撮影してください。
 - ※ 停電時発電継続機能が外付けの場合、外付けであることがわかるよう撮影してください。
 - ※ ユニット同士の距離が離れており、1 枚では収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
 - ※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。

- 写真の縦横比を変更しないでください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の写真が必要です。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。

- ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判（L サイズ 127×89mm）以上
- ※ 1 枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。
- ※ 対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真としてください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



見 本



燃料電池ユニット・貯湯ユニットすべての設置写真が必要です。（外付け停電時発電継続機能含む）

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器 銘板写真貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器の銘板を撮影し、提出してください。
- 型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- 複数台設置した場合は、設置台数分の銘板が必要です。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 ※ カラー印刷又はカラープリント写真
 ※ 写真の大きさは、サービス判 (L サイズ 127×89mm) 以上

■燃料電池

※ 各ユニットの銘板すべてが必要です。(外付け停電時発電継続機能含む)

セロハンテープで貼り付けて下さい。

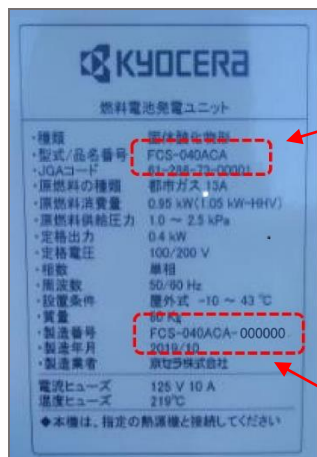
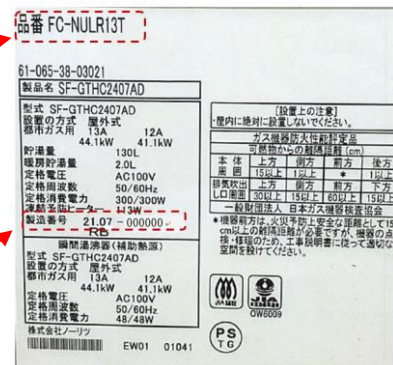
(燃料電池ユニット)



型番 (品番)

製造番号

(貯湯ユニット)



型番 (品番)

製造番号



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

通帳(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○通帳(写し) 貼り付け欄

振込口座情報の記載された通帳の写しを提出してください。

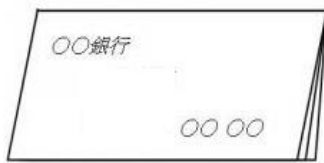
※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きの写しが必要となります。
- 助成金申請者と同一の口座名義としてください。
- 以下の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写しを貼り付けてください。
 - ①金融機関名(コード) ②支店名(コード) ③預金種類
 - ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人氏名

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)で、「金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳の写し 2 枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。)

● 表紙

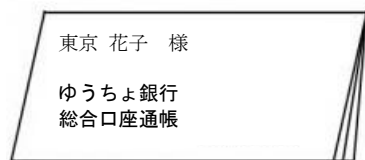


● 振込口座情報が記載されているページの見開き

セロハンテープで貼り付けてください。

ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方の写しを提出ください。

● 表紙



● 振込口座情報が記載されているページの見開き

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

4.1 申請書類を作成いただく前に（留意事項：必ずお読みください。）

申請書類及び添付書類（本手引き 11 ページ以降）の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。なお、電子申請についても同様の留意事項となります。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社（クール・ネット東京）のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。提出書類は、原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類をFAX等で助成申請者及び手続代行者にお送りすることはできません。
- * 必要事項の確認のため、本手引き 11～20 ページ記載の必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

（1）申請者本人確認書類

助成金交付申請書（兼設置完了報告書）の助成申請者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、有効期限内のものを提出してください。なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ 有効期限内のものであること。
- ※ 現住所・氏名の記載であること。
- ※ 氏名と住所が記載された面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）が必要です。
- ※ マイナンバー個人カードの裏面は不要
- ※ 健康保険証の保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキングすること（付箋等で隠すまたは黒塗り）

- ① 運転免許証（運転経歴証明書） ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
③ 住民基本台帳カード ④ パスポート ⑤ 外国人登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書
⑥ 身体障害者手帳 ⑦ 療育手帳 ⑧ 精神障害者保健福祉手帳 ⑨ マイナンバー個人カード

（2）対象機器を購入した際の領収書の写し（コピー）及び領収書内訳（コピー可）

- ① 領収書に下記必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し提出してください。

・宛名（助成申請者名であること） ・領収金額 ・助成対象経費（機器費のみ、消費税含まず） ・設置場所住所 ・対象機器メーカー名 ・対象機器型番（品番） ・製造番号 ・収入印紙及び割印（消印） ・領収日 ・発行者（販売事業者）名 ・発行者（販売事業者）捺印

・販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」（※1）

・工事請負契約書等の契約書類（及び付属書類）で上記①の内容が確認できるものの写し（※2）

- ② 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造者名（メーカー名）、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものがが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。

- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。

また、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要です。

・電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

- ⑤ 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要となります。(銀行振込証は認められません。クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き 48 ページをご参照ください。ただし、提出する際は上記①の項目が全て記載されていることが必要となります。)

なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても、「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者としします。

- ⑥ 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(※1) 領収書に助成対象金額等必要な項目が記載できない場合は、別紙「対象機器に関する領収書内訳について」(コピー可)を提出してください。(本手引き 47 ページ参照)

・「対象機器に関する領収書内訳について」の金額と、助成金交付申請書内の(4)における「購入金額」は同額となります。

(※2) 助成対象機器の設置に係る工事請負契約書等の写しをもって、領収書の内訳金額を証明することも出来ます。

・工事請負契約書(契約書類)等には、上記(2)①とあわせて助成申請者及び発行者(販売事業者)捺印が必要です。両者の印がはっきり確認できるものを提出してください。(注文書及び注文請書など書類を別々に作成したときには、両方の写しが必要となります。)

(3) 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。

- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。

※複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器の型番、製造番号等がわかるものとしてください。

- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器が新品かつ未使用品であることの証明」(コピー可)を提出してください。(本手引き 49 ページ参照)

(4) 対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。

- ② 対象機器を設置する建物と対象機器から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。

- ③ 全景写真では、助成対象機器が写っていなくても構いません。

- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。

- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。

- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性が

あります。

(5) 助成対象機器の設置状態を示す写真

- ① 設置された機器の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません
- ⑧ 複数台設置した場合は、設置台数分の写真が必要です。

※ 日没後撮影等で助成対象機器の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。

※ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)それぞれが写っている写真が必要です(複数枚に分かれても構いません。)

(6) 助成対象機器の型番及び製品番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)のそれぞれの銘板を撮影して提出してください。
- ⑦ 複数台設置した場合は、設置台数分の銘板が必要です。

(7) 通帳の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳の写し等を提出してください。なお、表紙、及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

※ 助成申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(8) 集合住宅の総戸数が確認できる書類等

助成対象機器から供給される電力を使用する集合住宅の総戸数が確認できる書類とは、当該集合住宅の建築計画書や平面図の写し、マンションの販売用チラシなど、総戸数が確認できるものです。本書類は、助成対象機器を集合住宅に設置する場合に提出いただきます。

(領収書の但し書きに機器費等の記載ができない場合の領収書内訳書について)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長あてに作成してください。

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象機器に関する領収書の内訳について

「東京 花子」様宛に発行した家庭用燃料電池に係る領収書は、
●年●月●日付け領収書(領収書番号ABC2468-DEF)のとおりですが
当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けるために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	機器費 (消費税抜き)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	機器本体額(消費税抜き)「助成対象金額に関する情報」の購入金額と一致すること。
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	製造者名(メーカー)	×〇×〇株式会社	「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。
4	型番(品番)	燃料電池ユニット	FCAに登録されている「製造事業者またはブランド事業者名」を記載してください。 例:京セラ(株)、アイシン精機(株) パナソニック(株) アプライアンス社
		貯湯ユニット	
5	製造番号	燃料電池ユニット	
		貯湯ユニット	

銘板のとおりに記載してください。
(銘板写真の添付例をご確認ください。)

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と
助成対象経費(税抜)が違う場合や、領収書に但し書きが
できない場合に作成してください。

〇×〇×株式会社

印

複数台申請される方は1台ごとの「機器費」「メーカー名」
「型番」「製造番号」がわかるように作成してください。(1
台ごとに内訳書の作成でも構いません。)

領収書と同一または社名のわかる印鑑として
ください。

(クレジット契約等により購入した場合の領収書作成例:販売店が発行したものに限りです。)

東京 花子 様

申請者名を記入してください。

社印 (角印) 又は代表者印 (丸印) のいずれかが押されていること。※押印されたものの写しであること。

●年 ●月 ●日

対象機器に関する代金領収書

収入印紙

割印

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙 (割印)

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
〇〇株式会社 〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇

印

次の顧客の家庭用燃料電池 (エネファーム) の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

顧客	氏名	東京 花子
	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。

購入品目	購入機器	家庭用燃料電池 (エネファーム)	
	製造者名 (メーカー)	×〇×〇株式会社	
	型番 (品番) (※1)	燃料	TK-1234ABC-K
		貯湯	TKC1234
	製造番号 (※1)	燃料	〇〇〇〇年〇月-×××××
		貯湯	△△. △△-△△△△△△
	機器費 (税抜)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

FCA に登録されている「製造事業者またはブランド事業者名」を記載してください。

例: 京セラ (株)、アイシン精機 (株)
パナソニック (株) アプライアンス社

機器本体額 (消費税抜き)

「助成対象金額に関する情報」の購入金額と一致すること。

(※1) 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、それぞれの型番、製造番号を明記してください。

銘板のとおりに記載してください。
(銘板写真の添付例をご確認ください。)

受領代金	費目	金額	入金 (受領) 日
	現金	金 〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	クレジット (クレジット会社名: □■□株)	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	△年 △月 △日
	合計	金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円	

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例:販売店が発行したものに限りです。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

公社理事長あてに作成してください。

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業(家庭部門)助成金交付申請書(兼設置完了報告書)を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

- 記
- 1 申請者名 東京 花子
- 2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号
- 3 領収書番号 ABC2468-DEF
- 申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)
- 「設置場所住所に関する情報」の設置場所住所と一致すること。
- 領収書が複数枚ある場合は、全ての領収書番号を記載してください。

以 上

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年 ●月 ●日

領収証明会社名 〇×〇×株式会社

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

印

5.1 申請書の送付先

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー助成金 担当 宛

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart#yousiki_download

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷で作成してください。(両面印刷は不可。)
- * インターネットをご利用いただけない場合は、公社(クール・ネット東京)より、助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の用紙をお送りすることも可能です。
- * 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 申請書類の記入を誤り、訂正する時は二重線の上に訂正印を押してください。(修正液等による訂正は不可。)
- * 申請書の提出は、郵送または電子でお願いいたします。
- * FAXや電子メールによる申請書類の送付は受け付けておりません。
- * 申請書類は、受付期間外に公社に到着したものは受付しません。
- * 着払いや料金不足での提出も受付しません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。(郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。)
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。(ホチキス止めは不可。)その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**水素(家庭部門)助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)

切 手	163-0810	新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階
	東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー助成金担当 宛	
「 水素(家庭部門)助成金・必要書類在中 」		

〒000-0001	
〇〇市〇〇〇	
×丁目×番×号	
送付者 氏名	

（参考）関連ホームページのご案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart

2. 申請書類様式のダウンロードについて

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_smart#yousiki_download

3. 東京都環境局の地球環境・環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（家庭部門）

助成金申請の手引き

□発行・編集 令和5年8月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階
電話 03（5990）5086